

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第150号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月30日 15時25分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市西島北西岸 姫路市所在の院下島灯台から真方位073° 2,700m付近 (概位 北緯34° 39.5′ 東経134° 27.8′)
事故等調査の経過	平成24年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	石材採取運搬船 第二津乃峰丸、321トン
船舶番号、船舶所有者等	130801、福井海運建設有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に小破口及び推進器翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約2.90m、船尾約4.60mの喫水により、西島北西岸において錨泊して石材の積込み作業中、約1,175tを積み込んだ平成24年8月30日15時25分ごろ船底に衝撃を受けた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2 海象：潮汐 低潮時
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、西島北西岸において石材の積込み作業中、潮高の確認が適切でなかったことから、海底に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西島北西岸において石材の積込み作業中、潮高の確認が適切でなかったため、海底に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・潮汐を調査し、喫水と水深の確認を行うこと。